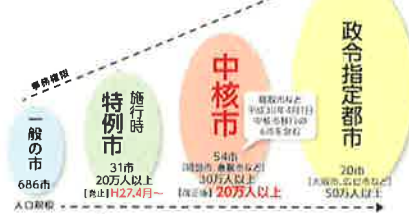


中核市とは

- 政令指定都市に次ぐ人口規模の都市で、都道府県の事務権限の一部を、特例的に市が行うことができる市のことです。
- 人口**20万人以上**が要件です。鳥取市は**特例市**であったため、人口が20万人を下回っていても特例措置が適用され、中核市になることができます。
- 全国の中核市の数は54市となります。(2018年4月1日移行予定を含む。)

都市制度のしくみ

2018年4月1日～



鳥取市保健所の暫定施設について

鳥取市の保健所は、市役所新本庁舎の整備後、**駅南庁舎**(富安二丁目)を活用して整備します。駅南庁舎は、保健所のほか、保健センターや子育て支援などの窓口を集約することにより、『**健康づくりと子育て支援の総合拠点**』へと生まれ変わります。

市役所新本庁舎が完成し、保健所を駅南庁舎に整備するまでの**約2年間(暫定期間)**、市の保健所は『**暫定施設**』において運営します。

部門	鳥取県における事務 (～2018年3月)	鳥取市における事務	
		暫定期間 (2018年4月～ 2020年3月頃)	本格稼働 (2020年4月頃～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館 2階 (富安二丁目)	駅南庁舎 (富安二丁目)
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎 4階 (立川町六丁目)	

※ 生活環境関係の一部の業務(産業廃棄物等)については、本格稼働後は市役所の本庁舎が窓口となる予定です。

【施設・事務所の位置】



中核市移行後の新たな窓口・担当課などをお知らせします



充実した
市民サービスで
魅力と活力の
あるまち

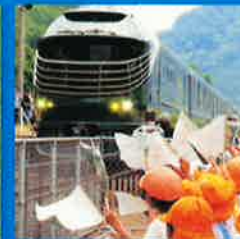
健康づくりと
子育てを
応援するまち



平成30年(2018年)4月 中核市『鳥取市』が誕生します!



山陰東部圏域の
未来に向かって
発展するまち



すざんか!
鳥取市

いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市

問い合わせ先

鳥取市 総務部 中核市推進局

TEL (0857)20-3125 FAX (0857)20-3040
E-mail chukakushi@city.tottori.lg.jp



SQのあるまち 鳥取市

鳥取県から鳥取市へ移る主な業務と窓口・連絡先

本庁舎	駅南庁舎	さざんか会館	県東部庁舎	下水道庁舎	教育委員会	(注)市の窓口で行っているこれまでの業務は、引き続き担当します。
-----	------	--------	-------	-------	-------	----------------------------------

※ 新設する担当課・係の名称、窓口業務等の一部を変更する場合があります。

福祉・健康・子育て	障がい福祉課	[駅南庁舎 1階]	障がい福祉係 ☎ 20-3474	・民生委員の指導監督、活動支援、定款決定 など
		[駅南庁舎 1階]	生活支援係 ☎ 20-3476	・生活保護受給者が利用する医療、介護機関の指定・指導 ・生活保護施設等の設置認可 など
	指導監査課	[駅南庁舎 地下1階]	☎ 20-3846	・老人福祉施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなど)、児童福祉施設(保育所、認可外保育施設など)、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等の指導、指導監督 など
		[駅南庁舎 1階]	保育係 ☎ 20-3464 育成係 ☎ 20-3465	・認可保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可 ・届出(認可外)保育施設の届出の受理 など ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付
	総務企画課	[さざんか会館 2階(富安二丁目)]	☎ 22-5163	・保健所事務・事業の総括 ・保健所事務・事業に係る国・県及び関係機関などとの連絡調整など
		[さざんか会館 2階(富安二丁目)]	精神保健係 ☎ 22-5616	・心の健康、精神疾患、精神障がい者についての相談、支度(依存症、ひきこもり、うつ、統合失調症など) 自死対策 など
	鳥取市保健所	[さざんか会館 2階(富安二丁目)]	障がい者支援係 ☎ 22-5647	・身体障害者手帳の認定・交付 ・療育手帳の交付 ・精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神)の認定・交付 など
		[さざんか会館 2階(富安二丁目)]	医薬係 ☎ 22-5691	・以上、薬事、毒物劇物、医師・看護師等免許、薬物乱用防止普及啓発、医療相談、献心推進 ・健康危機管理体制の整備、災害時医療救護等の調整 ・病院、診療所、薬局、医療機器販売業等の許可、届出の受理 ・施設所(あん摩マッサージ指圧・はり、きゅうなど)・歯科技工所の届出の受理 など
	健康支援課	[さざんか会館 2階(富安二丁目)]	感染症・疾病対策係 ☎ 22-5694	・感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策 ・指定難病等の医療費助成、相談、難病患者の支援 ・エイズ等性感染症の検出・相談 ・肝炎治療特別促進事業 など
		[さざんか会館 2階(富安二丁目)]	健康長寿支援係 ☎ 22-5695	・小児慢性特定疾病医療費助成、相談 ・不妊検査、不妊治療費等の助成、相談 ・がん対策(ウイック等購入費の助成、がん検診推進パートナー企業の認定等) ・栄養士免許、特定給食施設の届出 ・歯科保健対策 など
生活安全課	[県東部庁舎 4階(立川町六丁目)]	食品衛生係 ☎ 20-3677、3678	・食品関係営業許可、ふぐ取り扱い営業認証、営業類似行為完結届出、食品衛生普及啓発 ・食品表示に関すること ・調理師免許に関すること など	
	[県東部庁舎 4階(立川町六丁目)]	動物愛護係 ☎ 20-3675、3676	・飼い犬等の管理に関すること ・動物愛護及び管理に関すること など	
環境・循環推進課	[県東部庁舎 4階(立川町六丁目)]	産業廃棄物係 ☎ 20-3668、3669、3670	・産業廃棄物処理に関する業の許可、関係者への指導 ・PCB廃棄物の保管・処分状況に関する届出受理、関係者への指導 ・使用済物品回収に関する業の届出、放塵防止に関する指導 ・自動車リサイクルに関する業の許可、関係者への指導 など	
	[県東部庁舎 4階(立川町六丁目)]	環境衛生係 ☎ 20-3671、3672	・理・美容所、旅館、クリーニング所、興行場などの生活衛生関係の開業届出受理や業の許可、関係者への指導 ・建築物の衛生環境に係る届出受理や登録、関係者への指導 ・(東部4三分) 大気に関する届出受理、関係者への指導 ・(東部4三分) 水質、土壌等に関する届出受理、関係者への指導 など	
生活環境課	[本庁舎 1階]	環境衛生係 ☎ 20-3216	・大気汚染防止法に基づく常時監視・報告 など	
	[下水道庁舎 1階(秋里)]	庶務係 ☎ 20-3923	・浄化槽保有点検業の登録、浄化槽の設置に係る届出	

鳥取県から鳥取市へ移る主な業務と窓口・連絡先

都市環境課	[本庁舎 2階]	景観緑化係 ☎ 20-3271	・屋外広告物の登録・指導・監視
	[本庁舎 1階]	住宅係 ☎ 20-3291	・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅事業の登録
教育センター	[鳥取市教育センター(寺町)]	研修企画係 ☎ 36-6060	・小中学校県費負担教職員の研修
	[第二庁舎 4階(上魚町)]	保存整備係 ☎ 20-3367	・重要文化財の公開許可、埋蔵物の文化財認定 など

手続きなどご確認ください

★ 既に鳥取県から許可を受けている皆さまへ(保健所など)

鳥取県から鳥取市へ移譲される業務について、平成30年3月31日までに鳥取県知事(東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長)の許可などを受けている場合は、鳥取市長(市保健所長)の許可などを得たものとみなされますので、改めて許可などを受ける必要はありません。

ただし、平成30年4月1日以降に、更新・変更などが必要な場合は、市の担当窓口で手続きを行ってください。

なお、現在、小児慢性特定疾病の受給者証・結核の患者票をお持ちの方については、平成30年4月1日付けの受給者証・患者票を平成29年度中に鳥取市が発行します。(受給者の方の手続きは必要ありません。)

★ 手数料の支払い方法が変わります

鳥取県の許認可などを得る場合の手数料の支払い方法は、鳥取県の収入証紙による納付でしたが、鳥取市(市保健所等)での手数料の支払いは、現金での支払い(窓口での現金支払い、納入通知書による金融機関での支払い)になります。

なお、業務によっては、引き続き県の収入証紙によって支払う場合もありますので、窓口でお尋ねください。



もう少し教えて! 中核市

◎ 鳥取市の人口は20万人を下回っていますが、それでも中核市になれるのですか?

A 鳥取市の人口は、現在20万人を下回っていますが、既に「特例市」(現在は「施行時特例市」と称します。)であったため、地方自治法に定められた特例措置により、平成32年3月末までであれば、その時点で20万人を下回っていても中核市へ移行できます。
中核市の指定を受けた後は、その指定を取り消されることはありません。

◎ 中核市へ移行すると、市の名前や住所、電話番号(市外局番)などに変更はありませんか?

A 中核市へ移行しても、市の名前や住所、電話番号(市外局番)などは、変更ありません。

◎ 中核市へ移行して、市の財政負担が増えませんか?

A 中核市になると、国から交付される地方交付税が増額されるほか、県から市へ権限移譲交付金が支給されます。
これらの歳入により、中核市としての市民サービスの維持・向上を図ります。

◎ 中核市へ移行したら、市民や事業者の税金などの負担が増えませんか?

A 中核市への移行が原因となって、市民の税金や市民・事業者の負担が増えることはありません。
なお、「事業所税」は、人口30万人以上の市のうち政令で指定する市が行うものとされており(地方税法)、中核市への移行とは関係がありません。



福祉・健康・子育て

生活衛生・環境